

近畿大学医学部附属病院の特定病床について

1 南河内二次医療圏（南大阪地域）の精神疾患に関する現状

(1) 精神疾患患者数の状況

	大阪府域	南河内二次医療圏
精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (H26 年度末)	68,332 人	4,389 人
自立支援医療（精神通院）受給者数 (H26 年度末)	144,313 人	9,165 人
入院患者数 (H25.6 月末)	17,161 人	1,063 人

(2) 精神疾患に関する医療機関の現状 (H24 年度厚労省資料)

	大阪府域	南河内二次医療圏
精神科病院数	61 施設	6 施設
精神病床数	19,302 床	1,662 床
精神科を標榜する診療所等	325 施設	21 施設

(3) 身体合併症への対応状況

南河内二次医療圏（南大阪地域）には、精神科合併症を受け入れる合併症協力医療機関がない（府域では 11 病院）ため、精神科と身体科の両方の治療が必要な事例については、他圏域にある合併症協力医療機関を利用せざるを得ない状況

→ 南河内二次医療圏域内に合併症患者を受け入れる精神病床が整備され、医療体制の充実が図られることが必要。

2 近畿大学医学部附属病院の概要

病床数 一般 930 床

診療科目 漢方内科，緩和ケア内科，血液内科，呼吸器内科，腫瘍内科，循環器内科，消化器内科，心療内科，神経内科，腎臓内科，糖尿病・内分泌内科，外科，形成外科，歯科口腔外科，小児外科，消化器外科，心臓血管外科，整形外科，脳神経外科，精神科，小児科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻咽喉科，リハビリテーション科，放射線診断科，放射線治療科，病理診断科，救急科，矯正歯科，歯科，麻酔科

3 近畿大学医学部附属病院 特定病床の概要

(1) 医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項第 6 号に係る特定病床として 10 床を一般病床から転換（用途：合併症を伴う精神疾患を受け入れるため）→計画後：一般 920 床、精神 10 床

$$11,926 \text{ 件} \times 1.14\% \times 85.7\% \times 26.8 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 8.6 \text{ 床} - \text{①}$$

- ・ 11,926 件：南河内二次医療圏に所在する医療機関への平成 25 年度の救急入院件数
- ・ 1.14%：近畿大学医学部附属病院の入院患者に占める精神疾患患者の割合（平成 24～26 年度平均）
- ・ 85.7%：近畿大学医学部附属病院救命センターの病床利用率（平成 24～26 年度平均）
- ・ 26.8 日：近畿大学医学部附属病院の入院患者のうち精神疾患患者の在院日数（平成 24～26 年度平均）

平均在院日数には月ごとにばらつきがあるため、ピーク時対応として空床 2 床を確保 - ②

$$\text{①} + \text{②} = 10.6 \rightarrow 10 \text{ 床}$$

(2) 特定病床とする理由

医療計画において、大阪府域（精神）は病床過剰地域であるため、原則増床はできないため。

特例としようとする病床数の算定根拠等

1. 大阪府の精神疾患に関する状況

(1) 精神疾患患者数の状況（大阪府）

精神疾患患者数

- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者数 68,332人（平成26年度末）
- ・自立支援医療（精神通院）受給者数 144,313人（平成26年度末）
- ・入院患者数 17,161人（平成25年6月末）

(2) 精神疾患に関する医療機関の現状（大阪府）

精神疾患に関する医療機関の現状

- (ア) 精神科病院数（平成24年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）
全国1,622施設、府61施設
- (イ) 精神病床数（平成24年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）
全国337,579床、府19,302床
- (ウ) 精神科を標榜する診療所等（平成24年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）
全国3,743施設、府325施設

2. 南河内二次医療圏（南大阪地域）の精神疾患に関する状況

(1) 精神疾患患者数の状況（南河内二次医療圏（南大阪地域））

精神疾患患者数

- ・精神障がい者保健福祉手帳所持者数 4,389人（平成26年度末）
- ・自立支援医療（精神通院）受給者数 9,165人（平成26年度末）
- ・入院患者数 1,063人（平成25年6月末 精神科在院患者調査）

(2) 精神疾患に関する医療機関の現状（南河内二次医療圏（南大阪地域））

精神疾患に関する医療機関の現状

- (ア) 精神科病院数（平成24年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）
6施設
- (イ) 精神病床数（平成24年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）
1,662床
- (ウ) 精神科を標榜する診療所等（平成24年度 厚生労働省 精神保健福祉資料）
施設 21か所

3 大阪府の精神医療提供体制の整備

(1) 精神科緊急・救急医療体制における医療機関の状況

【表1】大阪府内の精神科緊急・救急医療体制における医療機関の状況

No.	圏域	圏域 病床 数	精神 病床 数	病 院 名	指 定	緊 急	応 急	拠 点	特 定	合 併 協 力	合 併 支 援
1	豊能	2,035	266	清順堂ためなが温泉病院	●						
2	豊能		345	箕面神経サナトリウム	●		●		●		
3	豊能		455	さわ病院	●	●	●	●	●		●
4	豊能		557	小曾根病院	●	●	●	●			●
5	豊能		360	榎坂病院	●		●	●			●
6	豊能		52	大阪大学医学部附属病院	国立					●	
7	三島	2,626	350	茨木病院	●		●	●			
8	三島		600	藍野病院						●	
9	三島		210	藍陵園病院							
10	三島		630	藍野花園病院	●		●				●
11	三島		246	光愛病院	●	●	●	●			
12	三島		60	大阪医科大学附属病院	●					●	
13	三島		240	美喜和会オレンジホスピタル			●	●			
14	三島		290	新阿武山病院	●		●	●	●		
15	北河内	1,994	306	京阪病院	●	●	●	●			
16	北河内		39	関西医大附属滝井病院						●	
17	北河内		267	ねや川サナトリウム	●	●	●	●	●		●
18	北河内		50	東香里病院			●			●	●
19	北河内		123	東香里第二病院							
20	北河内		473	府立精神医療センター	府立	●	●				
21	北河内		315	枚方療育園							
22	北河内		208	関西記念病院			●	●			
23	北河内		213	阪奈サナトリウム			●	●			
24	中河内		1,847	537	小阪病院	●		●	●		
25	中河内	546		阪本病院	●	●	●	●			
26	中河内	513		八尾こころのホスピタル	●		●	●			
27	中河内	251		国分病院	●	●	●	●	●		●
28	南河内	310		丹比荘病院	●	●	●	●	●		
29	南河内	1,662	222	吉村病院	●		●	●			
30	南河内		279	大阪さやま病院	●		●	●			
31	南河内		384	汐の宮温泉病院	●	●	●	●	●		●
32	南河内		110	すくよか							
33	南河内		357	青葉丘病院	●		●				●
34	堺		2,919	565	美原病院	●					
35	堺	520		金岡中央病院	●		●				
36	堺	690		阪南病院	●	●	●	●	●		●

37	堺		948	浅香山病院	●	●	●	●	●	●	●
38	堺		144	三国丘病院							
39	堺		52	大阪医療刑務所病院							
40	泉州	6,165	749	浜寺病院	●		●	●			●
41	泉州		257	和泉丘病院							
42	泉州		206	和泉中央病院	●						
43	泉州		148	新生会病院			●	●			
44	泉州		354	新しいすみ病院	●		●				
45	泉州		494	久米田病院	●	●	●	●	●		●
46	泉州		336	渡辺病院							
47	泉州		150	坂根病院							
48	泉州		541	水間病院	●	●	●	●			●
49	泉州		406	貝塚中央病院	●			●			
50	泉州		492	木島病院	●	●	●	●	●		●
51	泉州		450	こころあ病院	●	●	●	●			
52	泉州		658	七山病院	●	●	●	●	●		●
53	泉州		150	楓こころのホスピタル	●						
54	泉州		192	関西サナトリウム			●	●			
55	泉州		322	白井病院							
56	泉州		260	紀泉病院							
57	大阪市		241	20	北野病院						●
58	大阪市	55		大阪市立総合医療センター	●	●	●		●	●	
59	大阪市	42		大阪赤十字病院							●
60	大阪市	40		大阪市立大学医学部附属病院	●						●
61	大阪市	34		府立急性期・総合医療センター	府立	●	●		●	●	
62	大阪市	50		ほくとクリニック病院	●	●	●	●	●		
			19,489	19,489	42	21	39	32	15	11	17

H27. 8. 17 現在 病床数は許可病床数

<表1の用語について>

- 指定＝「指定病院」：都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定された病院。措置入院の受入れに応じる。
- 緊急＝「精神科緊急病院」：休日・夜間等の緊急措置診察およびその後の緊急措置入院等の受入れに応じる病院。
- 応急＝「応急入院指定病院」：急速を要し、保護者や扶養義務者の同意を得ることができない場合に、本人の同意がなくとも、精神保健指定医の診察により72時間に限り入院させることのできる病院。
- 拠点＝「精神科救急拠点病院」：休日・夜間等で緊急措置診察を必要としない精神疾患による患者の入院に応じる病院。（当番制）
- 特定＝「特定指定病院・特例措置を採ることができる応急入院指定病院」：緊急その他やむを得ない理由がある場合に、精神保健指定医に代えて特定医師による診察によって、12時間を限り医療保護入院および応急入院をさせることのできる病院。
- 合併協力＝「合併症協力病院」：精神科病院入院中の患者が重篤な身体疾患を発症した場合等、身体的治療に加えて精神疾患への対応を行うことができる病院。
- 合併支援＝「合併症支援病院」：休日・夜間に精神科合併症患者を受け入れた二次救急病院や救命救急センターを支援し、身体疾患の治療後、救急患者をスムーズに受け入れ、その後の精神科治療まで切れ目なく対応するための体制を整備した病院。（当番制）

(2) 身体合併症への対応

精神疾患・身体疾患合併症等救急患者の受入体制の整備

精神科病院入院中の患者が重篤な身体疾患を発症した場合に対応するため、平成3年から府内11カ所の精神科病床のある医療機関に身体疾患合併症患者の受け入れを依頼している(表2・図1)。

【表2】合併症協力医療機関(11病院)

大阪大学医学部附属病院、藍野病院、大阪医科大学附属病院、関西医科大学滝井病院、東香里病院、浅香山病院、北野病院、大阪市立総合医療センター、大阪赤十字病院、大阪市立大学医学部附属病院、府立急性期・総合医療センター

4. 大阪府の精神科緊急・救急医療体制の整備

大阪府の精神科緊急・救急医療体制の整備については、精神科救急医療情報センターを平成27年4月より民間委託から、府・政令市が直接実施する体制に変更して実施している。また、同年8月からは精神科合併症患者を受け入れた二次救急病院や救命救急センターを支援するため、身体疾患の治療後、救急患者をスムーズに受け入れ、その後の精神科治療まで切れ目なく対応するために、「夜間・休日精神科合併症支援システム」の運用を開始している。

【表3】精神科合併症支援病院(17病院)

さわ病院、小曾根病院、榎坂病院、藍野花園病院、ねや川サナトリウム、東香里病院、小阪病院、国分病院、汐の宮温泉病院、青葉丘病院、阪南病院、浅香山病院、浜寺病院、久米田病院、水間病院、木島病院、七山病院

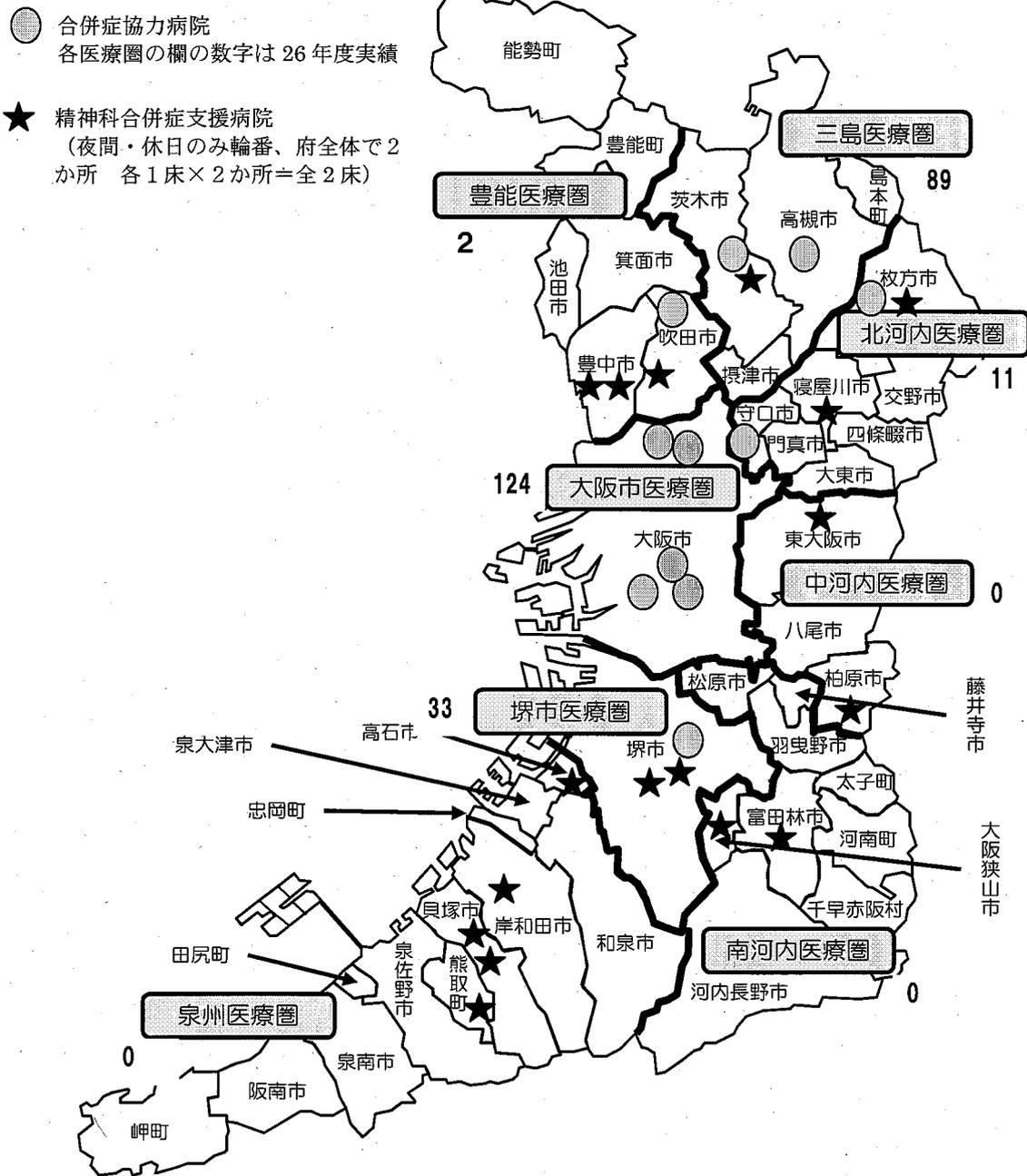
5. 南河内二次医療圏(南大阪地域)の精神科緊急・救急医療体制の整備

南河内二次医療圏(南大阪地域)は都市部である大阪市に次いで、圏域内の精神病床数が少ない地域である。また、精神科診療所数はもともと少ない圏域である。

この圏域には、精神科合併症を受け入れる合併症協力医療機関がないため、精神科と身体科の両方の治療が必要な事例については、他圏域にある合併症協力医療機関を利用せざるを得ない状況がある。

上記の状況の改善のためには、大阪府としても、圏域内に合併症患者を受け入れられる精神病床が整備され、医療体制の充実が図ることが必要であると考える。

図1 府域の身体合併症の受け入れ等関連病院 (H27年8月17日現在)



6 特定病床について

(1) 特定病床（合併症を伴う精神疾患を受け入れるための病床）の必要性

近畿大学医学部附属病院は、南河内二次医療圏唯一の災害拠点病院、救命救急センターとして地域の三次救急を担っており、南河内地域はもとより広く南大阪地域の救急医療を担っているが、

- ① 救急搬送される患者の中には、過量服薬等の患者、自殺未遂の患者が少なからずおり、これら患者の多くは身体的治療に加えて精神疾患への対応が必要であるが、精神病床を有していないため、自殺未遂者等に対する再発防止に向けたケアが十分にできていないこと。
- ② 医育機関として、精神神経科学教室を開設し精神保健指定医9名をはじめ16名の医師体制で診療・研究・教育を行っているが、精神病床を有していないため、十分な教育が行き届いていないこと。

以上のことから、一般病床930床のうち10床を精神病床に転換し、合併症を伴う精神疾患患者を受け入れるための病床の整備を行うものである。

【近畿大学医学部附属病院の概要】

〈所在地〉

大阪府大阪狭山市大野東377-2

〈診療科目〉

漢方内科、緩和ケア内科、血液内科、呼吸器内科、腫瘍内科、循環器内科、消化器内科、心療内科、神経内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、外科、形成外科、歯科口腔外科、小児外科、消化器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、矯正歯科、歯科、麻酔科

〈病床数〉

一般930床（計画前）

(2) 特例としようとする病床数の算出根拠

① 特定病床の必要数とその算出根拠

特定病床の必要数：10床（整備後：一般920床、精神10床）※一般病床から転換

$$11,926 \text{ 件} \times 1.14\% \times 85.7\% \times 26.8 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 8.6 \text{ 床} - \text{①}$$

- ・ 11,926 件：南河内二次医療圏に所在する医療機関への平成25年度の救急入院件数
- ・ 1.14%：近畿大学医学部附属病院の入院患者に占める精神疾患患者の割合（平成24～26年度平均）
- ・ 85.7%：近畿大学医学部附属病院救命センターの病床利用率（平成24～26年度平均）
- ・ 26.8日：近畿大学医学部附属病院の入院患者のうち精神疾患患者の在院日数（平成24～26年度平均）

平均在院日数には月ごとにばらつきがあることから、ピーク時対応として空床2床を確保—②

$$\text{①} + \text{②} = 10.6 \rightarrow \underline{10 \text{ 床}}$$

(3) 特定病床の必要性・理由

① 病床過剰地域の状況

本院の位置する南河内二次医療圏は、一般病床・療養病床としての基準病床数 5,174 床に対し既存病床数が 6,621 床（平成 24 年 10 月 1 日現在）で 1,447 床の過剰地域である。

また本府の区域全域を医療圏とする精神病床としての基準病床数 18,318 床（平成 24 年 10 月 1 日現在）に対し既存病床数が 19,025 床で 707 床の過剰地域となっているため、原則増床はできない。

② 近畿大学医学部附属病院の状況

計画では、医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項第 6 号の特定病床として 10 床を一般病床から合併症を伴う精神疾患を受け入れるための病床に転換させる予定である。その根拠としては以下のとおりである。

	入院患者数				
			うち、精神疾患患者		
	入院患者数	平均在院日数	入院患者数	平均在院日数	構成割合
H24 年度	282,507	13.3	3,685	28.5	1.3%
H25 年度	285,937	13.2	3,350	23.5	1.17%
H26 年 4 月	23,283	13.1	264	32.3	1.13%
H26 年 5 月	23,723	12.9	265	24.3	1.12%
H26 年 6 月	23,352	12.4	300	53.3	1.28%
H26 年 7 月	24,052	12.2	230	29.7	0.96%
H26 年 8 月	23,968	11.7	209	19.0	0.87%
H26 年 9 月	23,326	12.6	231	23.3	0.99%
H26 年 10 月	24,285	12.4	243	36.5	1.00%
H26 年 11 月	22,457	12.8	235	46.0	1.05%
H26 年 12 月	22,811	12.0	175	33.4	0.77%
H27 年 1 月	22,407	12.4	133	16.8	0.59%
H27 年 2 月	21,619	11.9	105	16.8	0.49%
H27 年 3 月	24,438	11.6	257	27.4	1.05%
H26 年度計	279,721	12.3	2,647	28.3	0.95%
3 力年平均	282,722	12.9	3,227	26.8	1.14%

一般病床数換算 $930 \text{ 床} \times 1.14\% = 10.6 \text{ 床}$

平成 26 年度入院患者数は 279,721 人、平均在院入院日数は 12.3 日である。そのうち、精神疾患で入院したのは 2,647 人である。全体での構成割合 0.95% で、病床数に換算すると 8.8 床になる。平成 24～26 年度までの精神疾患の全体構成割合は 1.14% であり、病床数に換算すると 10.6 床となる。

本院への入院患者は、別紙地図のとおり南大阪（人口約 240 万人）を中心に来ているが、南大阪には精神科病院は多く存在するが、南大阪に存在する特定機能病院は本院のみであることから、地域医療の砦としての機能を担っている。

(4) 医療法施行規則における特定病床の特例要件について

本院は合併症を伴う精神病床を整備することから、同規則第30条の32の2第1項第6号関係については次のとおりである。

	要 件	該当状況
(1)	<p>「アルコールその他の薬物による中毒精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、当該疾患の診断及び治療に関し相当期間従事している医師が常時複数勤務することとされている病院をいうものであること。</p>	<p>本院が所在する南河内地域医療圏では、精神科合併症を受け入れる合併症協力医療機関がなく、本院が設置しようとする病床は、合併症を伴う精神疾患を受け入れるための病床である。</p> <p>また、当該疾患の診断及び治療に関し相当期間従事している医師が常時複数勤務することとされている病院である。</p>
(2)	<p>特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、特殊の診療機能に係る病床に限るものであり、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができるものであること。</p>	<p>本院が設置しようとする病床は、本院のうち、合併症を伴う精神疾患を受け入れるための病床であり、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができるものである。</p>